三春町告示第63号

平成26年6月三春町議会定例会を、次のとおり招集する。

平成26年5月28日

三春町長 鈴 木 義 孝

1 日 時 平成26年6月5日(木)午前10時

2 場 所 三春町議会議場

平成26年6月5日、三春町議会6月定例会を三春町議会議場に招集した。

- 1 応招議員・不応招議員
 - 1) 応招議員(16名)

1番	隂	Щ	艾	夫	2番	渡	辺	泰	譽	3番	影	Щ	初	吉
4番	佐	藤		弘	5番	本	田	忠	良	6番	本	多	_	安
7番	儀	同	公	治	8番	渡	辺	正	久	9番	三	瓶	文	博
10番	佐夕	【間	正	俊	11番	小	林	鶴	夫	12番	橋	本	善	次
13番	鈴	木	利	_	14番	渡	邉	勝	雄	15番	佐	藤	_	八
10平	ΠП	<u></u>	_	++:										

- 16番 日下部 三 枝
- 2) 不応招議員(なし)
- 2 会議に付した事件は次のとおりである。
 - 議案第41号 岩江地区防災コミュニティセンター建設工事請負契約について
 - 議案第42号 三春町職員の配偶者同行休業に関する条例の制定について
 - 議案第43号 三春町税条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第44号 人権擁護委員候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて
 - 議案第45号 田村広域行政組合規約の変更について
 - 議案第46号 平成26年度三春町一般会計補正予算(第2号)について
 - 議案第47号 平成26年度三春町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について
 - 議案第48号 平成26年度三春町放射性物質対策特別会計補正予算(第1号)について
 - 議案第49号 平成26年度三春町病院事業会計補正予算(第1号)について
 - 議案第50号 平成26年度三春町宅地造成事業会計補正予算(第1号)について
 - 議案第51号 三春町議会の議決すべき事件を定める条例の制定について
 - 議案第52号 三春町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

報告事項

- 報告第1号 平成25年度三春町一般会計予算繰越明許費の繰越しについて
- 報告第2号 平成25年度三春町一般会計予算事故繰越しについて
- 報告第3号 平成25年度三春町放射性物質対策特別会計予算繰越明許費の繰越しについて

平成26年6月5日(木曜日)

1 出席議員は次のとおりである。

1番 隂 山 丈 夫 2番 渡辺泰譽 3番 影 山 初 吉 4番 佐藤 弘 5番 本 田 忠 良 本多一安 6番 7番 儀 同 公 治 9番 三 瓶 文 博 8番 渡辺正久 12番 橋 本 善 次 10番 佐久間 正 俊 小 林 鶴 夫 11番 13番 鈴 木 利 一 14番 渡邊勝雄 15番 佐藤一八

16番 日下部 三 枝

2 欠席議員は次のとおりである。

なし

3 職務のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

事務局長

佐久間 收

書記

近内信二

4 地方自治法第 121条の規定により説明のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

総	務	課	長	工	藤	浩	之	財	彥	务	課	長	Ś	鈴	木	正	人
住	民	課	長	新	野	徳	秋	除	染	対	策 課	長	7	村	田	浩	憲
税	務	課	長	佐久	間	幸	久	保	健	福	祉 課	長	j	影	Щ	敏	夫
産	業	課	長	佐	藤	哲	郎	建	討	几 又	課	長	1	伊	藤		朗
1	計 管 計	理 者 室	兼長	遠	藤	弘	子	企	弟	É	局	長	-	増	子	伸	_

教育委員会委員長	武	地	優	子	教	育	長	遠	藤	真	弘
教育次長兼教育課長	橋	本	良	孝	生週	手学習調	長	滝	波	広	寿

農業委員会会長 宗 形 義 匡

代表監査委員 大津 茂

5 議事日程は次のとおりである。

議事日程 平成26年6月5日(木曜日) 午前10時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 議案の提出
- 第 5 町長挨拶並びに提案理由の説明、議員提出議案の提案理由の説明
- 第 6 議案の質疑
- 第 7 議案の委員会付託
- 第 8 請願陳情事件の委員会付託
- 第 9 報告事項
- 6 会議次第は次のとおりである。

(開会 午前10時)

○議長 ただいまより、平成26年三春町議会6月定例会を開会いたします。 ただちに本日の会議を開きます。

………・・ 会議録署名議員の指名 ・・…………

○議長 日程第1により、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、2番渡辺泰譽君、3番影山初吉君のご両名を指名いたします。

.....・ 会 期 の 決定 ・・......

○議長 日程第2により、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日より6月11日までの7日間といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって本定例会の会期は、本日より6月11日までの7日間と決定いたしました。

なお、会期日程につきましては、お配りいたしました日程表のとおりといたしたいと思いますので、ご了承願います。

………・・ 諸 般 の 報 告 ・・………

○議長 日程第3により、諸般の報告をいたします。

出納検査の結果について、監査委員より、平成25年度第12回、平成26年度第1回、第2回の出納検査報告がありましたので、その写しをお手元に配布しておきましたからご了承願います。

………・・ 議 案 の 提 出 ・・………

○議長 日程第4により、議案の提出を行います。

提出議案は、お手元にお配りいたしました「議案第41号、岩江地区防災コミュニティセンター 建設工事請負契約について」から「議案第52号、三春町議会会議規則の一部を改正する規則の制 定について」までの12議案であります。

- ………・・ 町長挨拶並びに提案理由の説明、議員提出議案の提案理由の説明 · ・ …………
- ○議長 日程第5により、町長挨拶並びに提案理由の説明を求めます。

鈴木町長!

○町長 6月定例会の開会にあたり、現下の情勢と提出する議案の概要等について説明いたします。

今年の滝桜観光には、県内外から22万3千人もの観光客をお迎えいたしました。昨年の 実績には、わずかに及ばなかったものの、たくさんの方々に三春の桜を楽しんで頂くことが できました。

また、今年で3回目を迎えた時代行列には、JR東日本の臨時列車も運行し、町民等の参加者400名、観覧者数約6,000名と盛会のうちに開催することができました。ご尽力いただきました関係者の皆様に、改めて厚く御礼を申し上げます。

さて、本年度の最重要課題である町内各地区の除染事業進捗状況についてでありますが、 北部3地区と中妻地区では、住宅地除染が完了した地区もあり、引き続き住宅地等の除染を 進めております。中郷地区では事前調査の終了を待って、順次住宅地等の除染に着手いたし ます。三春地区については、仮置き場造成工事が間もなく完成することから、事前調査の後、 順次除染作業に着手して参ります。岩江地区については、仮置場の測量設計を進めながら、 仮橋の設置工事を発注いたしました。今後、速やかに造成工事を発注して参ります。

農地除染につきましては、畑の反転耕により264ha除染いたしました。来年3月末に終了する予定であります。なお、水田と反転耕が困難な耕地については、カリ肥料による吸収抑制対策を続けて参ります。

次に、新役場庁舎の建設についてであります。

現在の役場庁舎は、耐震基準を満たしていないDランクの建築物であり、新たな災害の発生に備えるため、新庁舎の建設を目指し、これまで様々なご意見ご要望を踏まえながら、基本設計の策定を進めて来たところであります。

しかしながら、ここに来て全国的な建設物価の高騰に直面しており、今後、建設工事を進めるにあたっては、債務負担行為限度額である11億7千万円内に事業費を納めることは極めて困難な状態であります。一方で、安全面で不安が残る現庁舎の執務環境を放置することはできないため、代替案も含めて検討して参りますので、議会の皆様には引き続き特段のご理解ご協力を賜りたいと存じます。

それでは、今定例会に提案しました議案について、その概要を説明いたします。

配布いたしました議案書、議案説明書のとおり、岩江地区防災コミュニティセンター建設工事請負契約、地方公務員法改正による職員の配偶者同行休業に関する条例制定、税条例の一部改正、人権擁護委員候補者の推薦、田村広域行政組合規約の変更、及び補正予算の10議案、さらに報告事項として、予算の繰越明許費の繰越し2件と事故繰越し1件であります。補正予算につきましては、当初予算後に進展した事業などで、早急に措置すべき経費と、財源の確定があった事業を整理したものが主なものであります。

慎重に審議されまして、全議案可決、承認くださいますようお願い申し上げ、開会にあたっての挨拶といたします。

○議長 同じく日程5により、次に議員提出議案の提案理由の説明を求めます。

8番、渡辺正久君!

○8番(渡辺正久君) 議案第51号、三春町議会の議決すべき事件を定める条例の制定について。

三春町議会の議決すべき事件を定める条例を別紙のとおり制定する。

平成26年6月5日提出。

提出者、三春町議会議員、渡辺正久。

賛成者、三春町議会議員、隂山丈夫。

賛成者、三春町議会議員、小林鶴夫。

提案の趣旨は、平成23年の地方自治法改正により、市町村の総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想に係る法的な議決要件が廃止され、自主的な判断に委ねられたことに伴い、今後策定予定の町総合計画を議会の議決すべき事件として条例に定めることによって、町民の負託を受けた議会が積極的な役割を果たし、もって町民に開かれた町政の推進に寄与するため、本条例を制定するものであります。

なお、三春町議会の議決すべき事件を定める条例につきましては、別紙のとおりでありま すので、慎重にご審議のうえ、ご決定くださるようお願いを申し上げます。

○議長 同じく日程5のいより、議会運営委員会提出議案の提案理由の説明を求めます。

議会運営委員長!

○議会運営委員長 議案第52号、三春町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について。

三春町議会会議規則(昭和52年三春町議会規則第1号)の一部を別紙のとおり改正する。 平成26年6月5日提出。

提出者、三春町議会議会運営委員会委員長、佐藤弘。

提案の趣旨は、質疑の回数制限と質問時間を改め、一問一答方式を採用し会議の議論活性化と効率的な議会運営を図るため、本規則の一部を改正するものであります。

なお、三春町議会会議規則の一部を改正する規則につきましては、別紙のとおりでありま すので、慎重にご審議のうえ、ご決定くださるようお願いを申し上げます。

………・・ 議 案 の 質 疑 ・・………

○議長 日程第6により、会議規則第37条の規定により、提出議案に対する質疑を行います。 これは、議案第41号から議案第52号までの提案理由の説明に対する質疑であります。 議案第41号、「岩江地区防災コミュニティセンター建設工事請負契約について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第42号、「三春町職員の配偶者同行休業に関する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第43号、「三春町税条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。 これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第44号、「人権擁護委員候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第45号、「田村広域行政組合規約の変更について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第46号、「平成26年度三春町一般会計補正予算(第2号)について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第47号、「平成26年度三春町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について」 を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第48号、「平成26年度三春町放射性物質対策特別会計補正予算(第1号)について」 を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第49号、「平成26年度三春町病院事業会計補正予算(第1号)について」を議題といたします。

収益的収入・支出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第50号、「平成26年度三春町宅地造成事業会計補正予算(第1号)について」を議 題といたします。

収益的支出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第51号、「三春町議会の議決すべき事件を定める条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第52号、「三春町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

………・・ 議案の委員会付託 ・・………

○議長 日程第7により、議案の委員会付託を行います。

ただいま議題となっております議案第41号から議案第52号までは、お手元にお配りいたしました議案付託表のとおり、各常任委員会に付託並びに全体会審査とすることに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、各常任委員会付託並びに全体会審査とすることに決定いたしました。なお、付託以外の議案についても、各常任委員会において審査されるようお願いいたします。

………・・ 請願陳情事件の委員会付託 ・・………

○議長 日程第8により、請願陳情事件の委員会付託を行います。

請願陳情事件の委員会付託につきましては、お手元にお配りしました請願陳情事件文書表のとおり、各常任委員会に付託することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって請願陳情事件文書表のとおり、各常任委員会に付託することに決定いたしました。 なお、3月定例会において、継続審査となっている陳情事件につきましても、審査されるようお 願いします。

.....・・ 報告事項について ・・...........

○議長 日程第9、報告事項について。「報告第1号、平成25年度三春町一般会計予算繰越明許費の繰越しについて」、「報告第2号、平成25年度三春町一般会計予算事故繰越しについて」、「報告第3号、平成25年度三春町放射性物質対策特別会計予算繰越明許費の繰越しについて」町長より報告がありました。このことについては、お手元に配布しておきましたのでご了承願います。

.....・ 散 会 宣 言 ・・.....

○議長 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。 これにて散会いたします。ご苦労様でございました。 (散会 午前10時18分) 平成26年6月6日(金曜日)

1 出席議員は次のとおりである。

1番 隂 山 丈 夫 2番 渡辺泰譽 3番 影 山 初 吉 4番 佐藤 弘 5番 本田忠良 6番 本 多 一 安 9番 三 瓶 文 博 7番 儀 同 公 治 8番 渡辺正久 11番 小 林 鶴 夫 12番 橋 本 善 次 10番 佐久間 正 俊 13番 鈴 木 利 一 14番 渡 邉 勝 雄 15番 佐藤一八 16番 日下部 三 枝

2 欠席議員は次のとおりである。

なし

3 職務のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

事務局長 佐久間 收 書記 近内信二

4 地方自治法第 121条の規定により説明のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

総	務	課	長	工	藤	浩	之	財	ž	务	課	長	鈴	木	正	人
住	民	課	長	新	野	徳	秋	除	染	対	策 課	長	村	田	浩	憲
税	務	課	長	佐久	間	幸	久	保	健	福	祉 課	長	影	Щ	敏	夫
産	業	課	長	佐	藤	哲	郎	建	Ē	没	課	長	伊	藤		朗
1	計 管 計	理 者 室	兼 長	遠	藤	弘	子	企	1	業	局	長	増	子	伸	_

教育委員会委員長	武	地	優	子	教	育	長	遠	藤	真	弘
教育次長兼教育課長	橋	本	良	孝	生 涯	巨学習 記	果 長	滝	波	広	寿

農業委員会会長 宗 形 義 匡

代表監査委員 大 津 茂

5 議事日程は次のとおりである。

議事日程 平成25年6月6日(金曜日) 午前10時開会

第 1 一般質問

6 会議次第は次のとおりである。

(開会 午前10時)

おはようございます。 ○議長

三春町議会では開かれた議会の一環として、平成11年6月定例会より、日中の傍聴の機会がな い方々へ議会傍聴の場を提供して、町政への関心と議会活動への理解を深めていただくために一般 質問の夜間開催を三春町議会独自に実施してきたところでございます。

しかし、昨今の夜間傍聴者の数の減少に鑑み試行的に一時中断し、その推移を見守ることといた しましたので、ご了承願います。

なお、本定例会では省エネ対策の一環として、クールビズを実施しております。ノーネクタイで の本会議といたすますので、ご理解ご協力をお願いいたします。

それでは、ただ今から本日の会議を開きます。

○**議長** 日程第1により、一般質問を行います。

議会の申し合わせにより、一般質問は、質問席において、一問一答により行います。 なお、質問回数には制限を設けないで、全体質問時間30分以内での時間制限で行います。 それでは、通告による質問を順次許します。

4番佐藤弘君、質問席に登壇願います。

質問を許します。

○4番(佐藤弘君) 医療と介護について質問をいたします。

第1に、平成26年度診療報酬改定では、入院期間の短縮をうたい、在宅復帰政策を打ち出し、来年の介護報酬改定では29年度末までに訪問介護と通所介護が市町村に移管となり、新たに介護予防・日常生活支援総合事業が創設され地域ボランティアなど、ほか様々な団体の参入・協力が必要になってきます。三春町として生活支援サービスが的確に行われると思いますか。

第2に、認知症施策推進5カ年計画(オレンジプラン)の進捗状況について。

第3に、地域包括支援センターの位置づけと役割についてお尋ねをいたします。 よろしくお願いします。

○議長 第1の質問に対する当局の答弁を求めます。

影山保健福祉課長!

○保健福祉課長 4番議員の質問にお答えいたします。

1点目、これまで介護予防給付によるサービス対象であった訪問介護と通所介護を市町村が行う介護予防・日常生活支援総合事業へ移行することなどを定めた「地域医療・介護総合確保推進法」案が、今国会において審議中であり、今月中にも可決成立する見通しであるとの新聞等の報道がなされております。

当該法案が施行されることにより、これまで要支援1、2の方々が受けていた全国一律のサービスが、NPO法人や地域住民の協力を主体とした取り組みへ移行されるなど、市町村によってサービス内容に違いが出るなどの問題点も指摘されているところであります。町としましてもこの方針による生活支援サービスの提供は難しいものがあると考えております。

なお、三春町における生活支援サービス内容につきましては、今年7月を目途に国が策定 するガイドラインに基づき、関係機関と協議、検討していきたいと考えております。

2点目、平成24年9月に厚生労働省が認知症施策推進5カ年計画、いわゆるオレンジプランを策定しました。この計画において、認知症の人やその家族が安心して、住み慣れた自宅で暮らし続けられるよう「認知症ケアパス」の策定が求められております。現時点におきましては、未だ認知症ケアパス策定には至っておりません。今後、認知症の人とその家族に、いつ、どこで、どのような医療や介護サービスを受ければよいのか、具体的な機関名やケア内容等が示されるよう作業を進めていきたいと考えております。

3点目、地域包括支援センターは、地域の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援するための機関として、介護保険法第115条の46に基づき設置しております。運営につきましては、三春町が三春町社会福祉協議会へ業務を委託して、高齢者が地域において自立

した日常生活が営まれるよう介護予防ケアプランの作成や総合相談支援業務などを行っております。

今回の介護保険制度の改正や、高齢化のさらなる進展、認知症高齢者の増加など、地域包括支援センターの役割がますます重要となることから、今後とも三春町社会福祉協議会と連携を密にして対応して参りたいと考えております。

以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

佐藤弘君!

○4番(佐藤弘君) まず第1の質問なんですけれども、今後かなり受け入れ態勢の問題も 含めて難しい問題が出るだろうと、予想されるわけでありますけれども、生活支援サービス なんですけれども、実際的にはやはり市町村に落とされてくるということになれば、当然都 市部と三春みたいな町との格差というのか、かなり格差がついてくる。この支援の中身につ いての料金の問題もふくめてそうなんですけれども、今も市町村の裁量で決められると、こ ういうふうに多分23年度から法改正がなされて、それぞれの町でね、決める裁量があると こういうことになっているということは、実際的には今後やはりこの料金の問題についても 都市部とは格差がつく一方ではないかと懸念されるわけですけれども、その辺についてどの ように考えられているのか。さらに、そのことが問題となってですね、要介護度の認定の問 題についてもですね、いろんな悪影響が予想されるのではないか。このように思いますので、 その辺とまた受け入れ態勢についてもですね、やっぱり都市部と違う中身として各地域での 受け入れ態勢、答弁でもそうなんですけれども、地域のボランティアまたは介護業者の参入 等、それからNPOの団体と、ただそういうことが簡単に三春町としてですね、簡単に容易 にですね、できると今考えられているのか。ただいずれ29年度までに努力をするという中 身で下されてくるだろうと思うんですけれども、たった3年でですね、受け入れ態勢が万全 になる、ましては医療については簡単に言えば、切り捨てして在宅でこれからやって行こう と。こういう方針の中身なんですよね。したがって、病院も早めに病院からですね、それぞ れの在宅におろす。したがって、在宅で受け入れられるのかというと今でもとてもじゃない が、という中身になっているのではないか。その辺もどのように今後ね、考えて行くのかあ ればお尋ねをしたいと思います。

次にオレンジプランの件なんですけれども、一応25年、26年度でそれなりの策定を町でやる。要するに認知症のケアと言いますか、やるということになって来ていると思うんですけれども。要するに去年と今年という。今のところ、まだ具体的にはということなんで、今年度中にできるのか。なお、来年度からはこれも市町村でね、取り組みをということであれば非常に中身的には大変なことになるのかなと。量的にもかなり大変なことだと思うんで、これを努める町としては社協に、実際的には社協に任してあるとこういうことなんですけれども、社協に任せたと言ってもこれは町の事業ですから、社協として出来るのか。してもらわないとならんということでなくて、町としてどういうふうな支援をやっぱりきちっとすべきなのか。そういうところも含めてですね、考えられているのか。どうも、まだまだとらえ方が甘いと言うのか、されていないのではないのかなと。非常に認知症の問題というのは、在宅でと言われても認知症の人を家の中でね見る人が居るのかという問題なんですよね。要するに居ればつきっきりでいなければならない。夫がそうであれば妻が一緒にとこういう形

だと思うんですよね。ただ今どこの町でもそうですけれども、核世帯と言いますかね、二世帯・三世帯というのはなかなか無くなってきている。そういう中で認知症の人をやっぱり受入れられる態勢ができているのかというとまさにそういう態勢ではない。したがって、介護に任せる。それじゃ、介護で受入れられるそういう態勢があるのか。そのこともきちっとですね、把握をして行かないとケアの問題で「この人については、こうだああだ」というふうにはならないんじゃないか。したがって、そういう部分の認知症の介護の問題、どこまで今年度中にきちっとできるのか。去年、今年と2年間の問題でありますけれども、やっていないということであれば、1年かけてやらなきゃならないという。その後の問題も含めて国が言っているような計画に沿ってできるのかということをまずお尋ねをしたいと思います。

最後に地域包括支援センターの取り組みなんですけれども、主に認知症をイメージしてね、地域包括でやるという。この地域包括というのは、要するに町ならば町で一切面倒を見なさいよということのように我々は受け止めるしかないのかなと思うんですけれども、町としてはこの辺はどのように受け止めているのか。ただ、その通りであるとすれば、そういう態勢が本当に三春町として出来るのか、ということが一番心配なんで、その辺含めて再度同じ答弁になるかも知れないとは思いますけれども、やっぱり具体的に検討だけで済まない問題もありますので、出来る出来ない、ある意味では今のうちからはっきりね、きちっとやっぱり町として出さないと全て出来るような雰囲気で検討すると言っても無理があるのではないか。実際、我々今の国の施策を見ますとこのように思えてならない部分が多々見受けられますので、その辺も含めて答弁をお願いしたいと思います。

○議長 当局の答弁を求めます。

影山保健福祉課長!

○保健福祉課長 再質問にお答えいたします。

まず1点目の要支援1、2の方の地域による格差でございますが、財政が豊かであれば当 然、市町村で格差が出ると思いますが、これから要支援1、2の人がですね、どういうサー ビスを使って、それでどういう受入れができるのかということを今調査もしておりますので、 その辺によってこの1、2の人が今まで受けたサービスを最低でも維持できるような、後は 料金についても出来る限り今までの1割でいけるような、そういう方向に考えて行きたいな と、27年度計画にそういうふうに持って行きたいなというふうに現時点では考えておりま す。認定の悪化でございますが、これについても新聞等でも「要支援1、2の切り捨てだ」 というようなことも言われております。この辺についても当然悪化させるわけにはいかない ものですから、ただ、今具体的にと言われましても現時点で考えがありませんので、どうい う方策でその悪化を防ぐかとかもこれからですね、皆さんの意見も聞きながら考えて行きた いと。最悪、悪化しないようなことをもちろん考えております。また、要支援1、2の今ま での受入れ体制について、法人とかNPO法人はあるのか、ということでございますが、は っきり言ってNPOとかボランティアというのは三春町では難しい面があると思います。現 在も多少のボランティアは活動していただいておりますが、これも今回の議論の中で「ヘル パーの代りはボランティアではできない」というようなことも言われております。まさしく その通りだと思っておりますので、29年までの3年の移行期間がありますが、施設整備等 が必要なのか。それとも、今受入れていただいている各施設にですね、どういう形であれば 今まで通り受けてもらえるのかというようなことも検討して、それも計画の中に盛り込んで 行きたいというふうに思っております。

続きまして、2点目の今年度中に出来るのかという、いわゆる自宅で暮らし続けるような、国がいう認知症パスでございますが、認知症パスというのはオレンジプランの中に明記されておりますが、実際三春町にもですね、認知症の方を調べてみますと500人ほどおります。分かっている方で。その方の約6割がやっぱり在宅で薬を飲んだりとかしてですね、過ごしているというのが統計的に出ています。ということで、認知症に至っては町もそうなんですが社会福祉協議会のその地域包括の方に相談がやっぱり随時ありまして、きちっとした対策かどうかまだあれですが、ある程度のサービスに結びつけているということはあります。ただ、この国が言うようなですね、状態に応じた適切なサービス提供の流れを認知症ケアパスと申しますが、それにはまだ至っていないということで、これを26年度までに作るように推進されています。オレンジプランにおいては。それを27年度の介護保険計画に反映させなさいということでありますので、出来るか出来ないのかと言われれば、社協と町が連携してある程度出来るように努力はしたいと思います。

3点目の認知症については、今申し上げましたが社会福祉協議会がどうしても包括支援センターの方でですね、年間300件くらいの認知症だけでも相談が、延べですけれどもあるということでございますので、当然その中にはですね、社協だけではなく町も一緒に福祉係・保健師ともどもですね、最近なんかでもありましたが、認知症で困った人を一時ショートステイに預けたり、何度も家庭訪問しまして。確かに社会福祉協議会の方が主となっておりますが、町の方も随時相談を受けてそれで対処しているという現状はございます。以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

佐藤弘君!

○4番(佐藤弘君) 非常に難しい問題だとこう思うんですけれども、受入れサービスの問題もそうですけれども、現在のサービスを維持していきたい。当然、維持していかないなどと言う答弁にはならない。維持していきたいという答弁だと。それから、認定の悪化の問題についてもね、悪化させないでいきたい。これはあくまでもいずれにしても希望なんですよね。したがって、私はやっぱり町の取り組みとして希望ではだめだとこう思うんですね。問題なのは、それをさせないためにどうするのかという。その具体的な計画案といいますかね、それをきちっとやっぱり作って示していただきたい。こうすれば悪化しないという。ただ、悪化させたくないんだと言ってもそのまま行けば悪化することは間違いないんではないかと思いますので、その具体的な施策についてひとつですね、今ここで言えって言っても無理だと思いますので、十分練ってですね、出来るだけ早めに示していただきたい。

それから、認知症の問題で生活支援コーディネーターといいますかね、社協に配置をされている。ある意味では今年度、来年度にかけてですね、地域包括センターでの介護予防プランの作成と言いますかね、それをしなきゃならないと思うんですよね。ただ、それをする人がきちっと配置がされているのか。これなかなか難しいと言われているんですよね。難しいというのは町村段階だとかなり難しいというね、都市部であればそういう人の配置というのは養成講座いろいろやる中で、何人も募集があってということになると思うんですけれども、町村になるとそういう人を配置すること事態が難しいし、そのプランを立てるのもそういう意味では人数が一人しかいない一人の人が全部やらなきゃならないとこういうことなんで、そういうところの具体的な中身、町で社協にね、実際的には全部任せてあるということであれば社協でそういう人をきちっと配置をして取り組みが出来る状態にあるのかどうなのかお

聞きをしたいと思います。

それから、オレンジプランの取り組みもそうですけれども、いずれにしても出来るか出来ないか、ある意味では困難ではないか。先ほど言われました地域での取り組みの中で出来るものと出来ないもの、ある意味では業者さんにやって介護の問題ね、介護施設の問題は町でいくらどうこうと言ってもそういう方が「やるよ」と言うね、申出がなければぜんぜん出来ないことですよね。それから、ボランティアについてもだれがボランティアを集めるのかという。今端的に考えればボランティアであれば高齢者のボランティアはあるかもしれませんけれども、若い人のボランティアがあるかといったらちょっと難しいのではないか。したがって、高齢者を高齢者がみるという。そういう状況に今後はなっていくんではないかなというきらいがありますので、具体的にやっぱり出来るようにするにはこういう具体的な計画を出さないと出来ないんじゃないかという問題もあると思うんですよね。したがって、それらも含めて早急にですね、具体的な計画を提示をしていただきたい。出来るかどうか質問としてお尋ねしますけれども、なお要望としても含めてですね、検討願えればと思いますので、よろしくお願いしたい。

○議長 当局の答弁を求めます。

影山保健福祉課長!

○保健福祉課長 今いろいろ要望も含めた具体的な計画案を早めに示せということでございますが、なるべく具体性のある計画案をですね、作成して行きたいとは考えております。それを皆さんの意見も頂きながら27年度の第5次計画に盛り込めればと考えております。また、ケアプランの作成者は社協にいるのかということでございますが、包括支援センターは保健師とかですね、社会福祉士とか4名で今運営しているわけなんですが、そういう中にも作成する者はおりますし、またその外、ケアプランを作成する者は何名かおりますが、それで足りているのかという質問になるとちょっと社会福祉協議会の方に聞いてみないと分からない部分もございます。それで、もし社協の方と相談してどういうふうになるかはあれですが、今の段階ではそこまでしか言えないということです。いずれにしましても、この認知症も含め高齢者のですね、介護予防全てについては、来年の4月までには決めることでありますので、今言われた意見等も取り込みながら検討して参りたいという答弁にさせていただきます。

以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 11番小林鶴夫君、質問席に登壇願います。

第1の質問を許します。

○11番(小林鶴夫君) 議長の許可の下ですね、先に通告いたしました第7次三春町長期 計画について質問させていただきます。

ちょうど昨年のですね、6月の定例会でですね、平成18年から27年の10年間の第6次三春町長期計画の見直しと仕上げについて。また、その次の9月定例会でもですね、第7次長期計画の前倒しについて質問させていただきました。第6時の長期計画にはですね、「役場庁舎の建替えとか公共施設の整備等は計画になかったので追加すべきではないか」と質した結果ですね、「第7次長期計画の前倒しを含めた計画を見直し平成25年度中に行う」という答弁がございました。現在ですね、既に委員も決まり第7次長期計画の作成が進められて

おりますが、始めの質問としまして、第6次長期計画の最終年である来年の平成27年を1年残してですね、第7次長期計画を今年の平成26年度に立案することになった理由。これはですね、役場庁舎の建替えだけではないと思いますので、町民の方々にですね、分かりやすくお聞かせ願いたいと思います。

2番目にですね、平成23年の地方自治法の改正によりまして、市町村の総合的かつ計画的な行政運営を図るための基本構想、即ち長期計画等に係る法的な議決要件が廃止されまして、自主的な判断に委ねられることになりました。しかしですね、三春町議会は今定例会においてですね、議員提案といたしまして町総合計画を議会の議決にすべきとのですね、条例を定める議案を提出しておりますが、第7次長期計画がですね、成案となるのはいつ頃になるのか。また、今後の作成日程についてお伺いいたします。

3番目にですね、計画策定のワーキンググループ会議の進め方がですね、本年1月に決定 されております。ここに資料がございますけれども、今年の4月21日の議員の全員協議会 で配布されました。その資料を見ますとですね、平成27年から36年の10年間のですね、 基本構想イメージが書いてございます。6つの大分野とですね、26の小分野、数えました ら正しくは27ございましたけれども、27の小分野に分かれおりますけれども、一として ですね、昭和50年代からですね、昭和の終わる60年代に三春町史をですね、資料も入れ まして全11巻がですね、既に刊行されています。しかしですね、この近代編はですね、昭 和の半ば30年代までで終わっております。したがってですね、第7次長期計画には、この 教育・文化・スポーツ分野にですね、三春町町史の編さんを入れてですね、第12巻として 昭和の半ばからからですね、平成の現在までのですね、歴史を正しく残す必要があると思い ます。これに関しましては、平成24年の3月定例会で質しました。答弁といたしましてで すね、「1巻の現代史のために編集委員や出版委員を立ち上げるということは負担が大きい ことから作成は考えてございません。」とのことでございました。しかしですね、三春ダムの 建設、街なかの再開発等ですね、三春町が有史以来と言ってもですね、過言ではないほど町 がこの時代ですね、町が変貌しております。この時代のですね、詳細な記録を残すというこ とは、私はお金では計り知れない財産になるのではないかなと思っております。町の考えを お聞かせください。

2といたしましてですね、産業・雇用分野のですね、小分野としてエネルギーの問題が取り上げてられてございませんので、これは取り上げるべきではないかと思います。再生可能エネルギーはですね、エネルギーの自給自足はですね、町の新たな産業になる可能性も十分ございます。平成12年に作成しました、ここに手元に持っておりますけれども、三春町地域新エネルギービジョン。当時としてこれは先進的なエネルギービジョンだったと思います。ただですね、先進的な計画過ぎたのかもしれませんけれども、町としてしてはですね、さくら湖自然観察ステーションの太陽光や小規模風力発電、あるいは西部環境センターのですね、廃棄物の熱利用など具体化したのは残念ながらごくわずかにとどまってしまっておりますので、第7次長期計画にはですね、三春町のエネルギービジョンをですね、目標や方針を定めてですね、雇用にまで繋げるべきと考えておりますので、町の考えをお伺いいたします。

○議長 第1の質問に対する当局の答弁を求めます。

鈴木町長!

○町長 11番議員の質問にお答えいたします。

まず第1点目について、本町では、平成27年度を目標年度とする第6次三春町長期計画を平成18年度に策定し、まちづくりを進めてきたところであります。しかし、計画策定時に想定していた以上の人口減少や少子高齢化の進行、計画策定時には想定していなかった東日本大震災の発生、原子力発電所事故に伴う環境汚染・風評被害などが起こっており、状況が急激に変化しているところであります。

このような社会状況の変化に対応するために、新しい長期計画を早急に策定することとし、 第6次三春町長期計画を1年前倒しして、第7次三春町長期計画を平成26年に立案するこ とといたしました。

2点目については、第7次三春町長期計画策定方針に基づいて、9月末の成案を目指して おります。

3点目について、まず、三春町史第12巻の作成を長期計画に位置付けるべきとのご意見につきまして、第7次三春町長期計画については、町の施策の大きな方向性を定める計画という位置付けであります。したがいまして、三春町史第12巻の作成という個別具体的な事業の実施については、現在のところ考えておりません。

次に、再生可能エネルギーの長期計画への位置付けについてでありますが、再生可能エネルギーは、環境負荷がより少ないエネルギーであると捉え、第7次三春町長期計画においては、生活環境分野の中の環境リサイクル部門に位置付けていく方向でいま検討しております。 以上であります。

○議長 再質問があればこれを許します。

小林鶴夫君!

○11番(小林鶴夫君) 第7次長期計画をですね、前倒しする理由については非常に理解できたと思います。このようにですね、第7次長期計画を議会それから委員の方、一生懸命これからやると、9月に成案を作るということでございますけれども、昨年の定例会の時でもですね、ちょっと私再質問させていただきました。こういうことについてはですね、こうやって傍聴されている方、町政に熱心な方はですね、非常に知っておるんですけれども、本当に一般の町民がですね、なかなか知らないというのが私事実ではないかなと考えております。そのためにもですね、昨年の9月の定例会でも提言いたしましたけれども、全町にですね、アンケート調査を行うとかですね、そういうことを提言して、町は「提言として受け止め検討します。」という回答を頂いておりますけれどもですね、この第7次長期計画が9月に成案になるという、あと3カ月しかございませんけれどもですね、全町民の意思をこちらに向けるためにもですね、そういうような事をですね、実施していただければと思います。

それから、このワーキンググループの中でですね、町史については残念ながらですね、「大きな施策ではございません。」という答弁で町史を作るということは考えてないと。これは非常に私としては残念だなと思っております。先の答弁でもですね、確かに大変でございます。けれどもですね、これだけ変化した歴史を正しく残さないということが本当に良いのかなと。前の答弁ではですね、こういう三春の歴史のブックレットでまとめていると、その他資料でまとめているという答弁がございましたけれども、このブックレットを見ましてもですね、戦後の産業と教育、これは現在刊行済みも入っておりますけれども、現在の三春町はたった1ページなんですね。これはですね、やっぱり町としてきちっと残して行くべきではないかなと思いますけれども、これはですね、教育に係る分野なのでできたらですね、町長ではなくて教育長なり、教育委員会の委員長さんの方からですね、お考えを伺えればと思います。

あとエネルギーに関してはですね、今の答弁ですと生活環境分野の中の環境リサイクル部 門に検討していくというお話しがございました。実はこの三春町新エネルギービジョンを作 成する時にですね、先進地といたしまして岩手県の葛巻町というところを視察しております。 葛巻町はですね、ネットなんかで見ますと平成7年から新しいエネルギーを取り込もうとい うことを町の方針を決めてですねやっております。それでこれを見ますと平成11年の11 月にですね、視察をしておりますね。現在は退職された職員の方もおりますけれども、現役 の方もまだいらっしゃいます。この葛巻町についてですね、通産省の資料なんかを見ますと 平成16年の資料でですね、確かですね、その当時人口8,700人の小さな町でですね、 平成16年で訪問者が43,500人いると。経済的な効果がですね、12億4,000万 円を創出、雇用はですね、直接間接、間接は商店だとか旅館だとかと思いますけれども、1 80名以上ができていると。最近のですね、訪問者が55万人と聞いております。滝桜の比 ではございませんね。今日もホームページを見て来たんですけれども、訪問する日程もです ね、全部旅館の予約ではないですけれども、○×がついておりまして、そのくらいですねこ の葛巻町というのはですね、再生可能エネルギーで本当に先進的な町でございますので、こ の第7次長期計画の作成にあたってもですね、もう1回ですね、この葛巻町を現在職員の方 もいらっしゃいますので、ご覧になっていただければなと思いますので、そこら辺よろしく ご答弁をお願いします。

○議長 当局の答弁を求めます。

鈴木町長!

○町長 再質問にお答えいたしますけれども、長期計画というのは今後10年間のね、長い期間のいろんな想定をしながらですね、町の大きな方向性を示す計画なんですね。そのために、町史のことだけではなくて具体的な個別の事業はここには網羅しない計画と、こういうふうにご理解をいただきたいと思います。

○議長 橋本副町長!

○副町長 それではですね、長期計画作成についての町民の意見をですね、どういうふうに 吸い上げるんだというお質しだと思いますけれども、できるだけですね、多くの町民の方の 意見をお聞かせ願うということで先ほど質問されたようにですね、委員につきましては各ま ちづくり協会単位に委員さんを推薦していただいてそれらをですね、策定過程で反映させて 行きたい。それから、公募委員によってですね、関心を持たれる方も委員に入ってもらって 町職員と一緒に作成してもらっております。それでですね、あとその外にどういうやり方が あるんだということだと思いますけれども、目標としてしては言われましたように3カ月くらいですので、例えば町民意見の公募ですね、それにはある程度まとまらないと意見も聞け ないんで今構想とですね、6次長計の検証をおいて7次長計のですね、構想と計画部分を今 取りまとめしておりますので、ある程度まとまった時点で例えば広報等に掲載して、一般的 にいうパブリックコメントといいますかね、町民の意見を聞くというようなやり方も一つの 方法かなということで今検討はしております。いずれにせよ町民のアンケート等については、ちょっと難しいというふうに考えております。

あと3点目のですね、エネルギーで先進地の調査についてはですね、これは別途ですね、 ちょっと検討させていただきたいと思います。 以上です。

○議長 教育長の方は何かないでしょうか。

遠藤教育長!

- ○教育長 三春町史第12巻の件でございますが、個別具体的な事業というふうに先ほど町長の方からありましたとおり、個別具体的な事業でありますので町と連携して検討して参ります。
- ○議長
 質問があればこれを許します。

小林鶴夫君!

○11番(小林鶴夫君) 7次長計でのですね、意見の公募等、ぜひ具体的によろしくお願いいたします。

いま、町長からですね、個別の問題うんぬんということでございましたけれどもですね、 いま、教育長からですね、「個別の問題ではあるけれども検討したい。」と、これは前向きな 検討と私はとらえさせていただきますのでよろしくお願いします。

あと、最後になりますが、これも個別の問題になりますけれども、新三春中学校ではですね、当初太陽光発電を導入すると、当初の提案は確か10kwでですね、一般家庭3世帯分くらいで、これではちょっと無駄かなと、その後の答弁で町は20kwで2千万というお話しがあったのでなんかちょっとちぐはぐでございましたけれども、第7次長期計画にもですね、この自然エネルギーの活用について、特に三春中学校は見送った計画がございますので、これもですね、検討してしていただきたい。

あと、これもいつだかの議会でちょっと忘れましたけれども、今通産省と文部科学省でエネルギーゼロスクールというのですか、こういうこともですね、国の施策としてでやっております。これについては、「国の施策が定まらないからまだわかりません。」との答弁でしたけれども、これもどんどん国としては進めておりますので、三春中学校にもですね、そういう先進的なエネルギーの導入をお願いして私の質問を終わらさせていただきます。

- ○議長 答弁は必要ですか。
- O11番(小林鶴夫君) できればあると嬉しいです。
- ○議長 当局の答弁を求めます。

橋本副町長!

○副町長 ご質問ありましたですね、自然エネルギーの活用について今回の長計の中の位置付けについてはですね、最初の町長の答弁にありましたように、それらについてはですね、当然、今回の長計の中には項目として加えるという考えでおります。ただ、ここにですね、どこをどうするということについても今のご意見を頂いたというのは十分聞いた上でですね、検討させていただきたいと思います。

以上です。

○議長 1番隂山丈夫君、質問席に登壇願います。

第1の質問を許します。

○1番(**陰山丈夫君**) それでは議長からですね、発言の許しを得ましたので通告しておいた事項について質問いたします。

5月の全員協議会で、「平成27年4月1日から第1保育所の運営を公設民営化したい」という報告がございました。そこで次の6点についてお伺いをいたします。

- 1、指定管理者に移行しようとする理由ですね。
- 2、移行後の長所と短所。
- 3、移行によってどのように変わっていくのか。

- 4、保育の実施基準を満たした児童だけを入所させるのか。
- 5、町外施設に入所している児童数。
- 6、2014年度から2020年度の出生数の推移。

以上、6点についてお答えをいただければ有難いと思います。

○議長 第1の質問に対する当局の答弁を求めます。

橋本教育次長!

○教育次長 1番議員のご質問にお答えいたします。

1点目の指定管理者に移行する理由ですが、民間活力を活かし、保護者の保育ニーズに柔軟に対応できる保育サービスを実現するためであります。運営につきましては、平成27年4月から第1保育所の管理運営を指定管理者に移行したいと考えております。

2点目の移行後の利点・欠点についてでございますが、利点といたしましては、いままで実現できなかった保育サービスの実現が図られることです。特に保護者の方々に希望がある延長保育などの保育サービスの充実は、若い子育て世代にとって大きな魅力になると考えており、若者の定住促進にもつながるものと期待しております。また、民間事業者のノウハウ、運営の工夫など、町にとっても大いに参考になるものがあると考えております。欠点ということではありませんが、保育士が変わることにより、子どもや保護者が不安を感じないよう、いかに指定管理者にスムーズに引き継ぐかが課題だと考えております。

3点目の移行によってどのように変わるのか、についてでございますが、移行後は、保育所の運営管理を指定管理者に任せることになりますが、入所基準の設定、入所の決定、保育料の決定については、町が行いますので移行後も変わりはございません。また、保護者等を含めた運営協議会を設置し、現行の保育事業の継続性を保ちながら、利用者のサービス向上を図って参りたいと考えております。

4点目の保育の実施基準を満たした児童だけを入所させるのか、についてですが、保育所は、保護者が働いている等、家庭で保育ができないお子さんの保育を行うことを目的としております。そのため、具体的な要件として実施基準が定められてございます。一方、保護者が働いている、働いていないにかかわらず児童を受け入れて、教育・保育を一体的に行う認定こども園制度がございます。現在、平成27年度からの子ども・子育て支援新制度の本格施行を踏まえ、保育所の受け入れ状況、保護者ニーズを考慮して認定こども園への移行を検討して参りたいと考えてございます。

5点目の町外施設に入所している児童数でございますが、私立幼稚園については、毎年、就園奨励費補助金の支給事務のために調査行ってございます。参考までに平成25年度昨年度は、町外の17の幼稚園から報告があり、合計で32名でございました。託児所や病院等で運営している保育所など、町外の認可外保育施設に通われている児童数については、把握してございません。ただ、昨年度実施しました子ども・子育て支援に関するニーズ調査によると、保育所や幼稚園などを利用していると回答された281名のうち、町外の認可外保育施設を利用していると回答された方が4%、事業所内保育施設を利用していると回答された方が4%、事業所内保育施設を利用していると回答された方が1%でした。この調査結果から、概ね20名程度いるのではないかと思っております。

6点目の2014年度から2020年度の出生数の推移についてですが、ここ数年の出生数は、平成21年度115名、平成22年度125名、平成23年度123名、平成24年度115名、平成25年度103名でございました。コーホート変化率法及び母親となりえる女性の人口と出生率から推計すると、2014年度から2020年度の出生数は、概ね100名前後で推移するのではないかと思われておるとこでございます。

以上でございます。

○議長 再質問があればこれを許します。

隂山丈夫君!

○1番(隂山丈夫君) お答えいただきましたけれども、この1点目のですね、柔軟に対応 できる保育サービスですね。これは具体的にどのようなことなんでしょうかね。

それからですね、2点目の延長保育についてなんですけれども、若い方がこれを要望しているということなんですが、町の保育園にですね勤めていらっしゃる人数は、要するに決められた人数を配置していると思うんですね、ですからその中でシフト制を引けばですね、延長保育が出来ると思うんですね。ですから、そのシフト制をちゃんと引いて行ければ保護者が望むような延長保育は可能かなというふうに思っておりますけれども。それからですね、保育士が変わることによるということ。保育士がですね、毎年変わる変わらない人もいると思いますけれども、この変わる人がですね、何名程度変わっているのかですね、その辺ですね。

それからですね、認定こども園ということが出て来ましたけれども、認定こども園はいま町内に私立1件ありますよね。町の方でもですね、昨年度なんか岩江幼稚園ですか、そこを認定こども園にしたいような意向の話しがあったと記憶しておりましたけれども、そのことについて、お伺いをしたいと思います。

それから、町外にですね、17園から合計32名が世話になっていると。この方たちは、 多分いろんな事情があると思いますけれども、町内の基準に適合しているんだけれどもそこ ではじかれてしまったというのでしょうか、この第7条に該当しないということで、なって いる子どもさん達かどうかですね。その辺についてお伺いをしておきます。

それから、6点目ですね。出生数なんですけれども、このことについてですね、私の耳に町民の方から結構入ってくるのがここの件なんですね。というのは、町がですね、民間に委託したいということ。相当の負担が町にかかるのかなということ。年間ですね、「出生数が100名前後なのに町は100程度の子ども達の面倒も見れないほど財政がひっぱくしているいるんでしょうか。」という話しが私の耳にはだいぶ入って来るんですね。ですから、そこの点についてお伺いしたいと思います。

この民間委託につきましては、野村総研がですね、19人にですね各自治体にアンケートを出しております。それによりますと確かにね、民活はこれからどんどん進むだろうということで、各自治体も回答をしているところでありますけれども、1番のですね問題点として自治体から挙げられているのはですね、更新時の経費ですね。この時に結局受託側からの言いなりにならざるを得なくなるような環境にならないようにしなくてはいけない、ということを言っております。そこの点を十分ですね、もし進めるんでしたらば十分にその辺は注意していただきたいというふうに思いますけれども。あとそれから、アンケートの中で民間企業へのアウトソーシングを検討する場合ですね、危惧する点として多くの自治体が指摘したのは民間事業者の存在、民間事業者の態勢、それから私も質の維持ですね。物事はやるかもしれませんけれども、質の低下ですね。やることはやりますよと、だけどもその中身についてはちょっと不安があるということにならないようにですね。それから、自治体側のですね、モニタリング能力ですね。維持調査ですね、調査。そういったことが非常に危惧することだというふうに結果としては述べられていますね。アウトソーシング先、民間企業の選定です

ね。それから、契約時の課題について多くの自治体が指摘したのは、仕様書・見積・選定基準作成の困難、民間企業指名先の選定、民間企業との調整であるということをアンケートの結果として概要の中として入っております。ですから、この中でですね、進めるとすればやっぱり質の低下、あとモニタリングですね、その辺についてですね、考えをいただきたいなというふうに思っております。

○議長 当局の答弁を求めます。

橋本教育次長!

○教育次長 再質問がございました何点かについてお答えをいたします。

まず、1点目の保育ニーズの柔軟性ということでございます。これらにつきましては、民間のそれぞれのノウハウがございますのでケースバイケースで対応できるというふうに理解しておるとことでございます。

それから、延長保育をするために現在の保育士の勤務形態の中で出来ないのか、ということでございますけれども、公設民営に移行する大きな理由といたしまして、現在保育士がなかなか確保できないということがございます。現在も臨時の職員で対応しているとこでございますけれども、定数の中で現在不足しておりまして、ハローワーク等の方に依頼をしてございますけれども、なかなか応募がないというような状況でございますので、現在の保育士のローテーションの中ではなかなか難しいと。その辺について民間の力を借りてこれらにつなげて行きたいというふうに思っております。

それから、町年の保育士の異動でございます。これらにつきましては、毎年面接等を行い、特に小学校に送る5歳時の担当については、なるべく変わらないような方向で進めておるところでございます。ただ、町内には認可保育所2カ所、認可外保育所1カ所、町立の幼稚園が2カ所ございます。その中で定年を迎える職員もございますので、最小限の支障のないような移動に心配りをしているところでございます。

それから、認定こども園の制度でございます。これにつきましては、先ほどでお答えいたしました平成27年度からの新制度の中で保育型認定こども園とか、幼稚園型認定こども園の制度がありますので、それらの今後の推移を加味しながら町内の施設で取り入れることができるものについては、取り入れて行きたいというふうに考えてございます。

それから、私立の保育所に入園されている方でございますけれども、これらにつきましては、町内の基準に合致しないことではなく、申請の中身を見せていただきますと保護者の希望でそれぞれの私立の幼稚園に通われているという中身でございます。

それから、毎年の出生数が100名程度で施設の話しがございました。毎年100名ということは、例えば3歳、4歳、5歳ですと300名になります。それから、近年0歳児から保育をお願いしたいという希望がございますので、それらの数字から見ますと現在の施設は必要な数になってくるのかなというふうに思ってございます。

それから、野村総研のアンケートの中身でいろいろ話しがございました。それらにつきましては、今回の指定管理の募集要項の中に盛り込めるものについては盛り込んで行きたいと、募集要項の素案ができた段階で議会の方とも摺合せをさせていただくつもりでございますので、ご理解をいただきたいと思います。なお、それらの検証等につきましては、先ほども申し上げました検証等の中身につきましては、民間に委託した後も運営協議会を設置する義務がございますので、そちらの方でいろいろ検討させていただきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長 再々質問があればこれを許します。

隂山丈夫君!

- ○議長 当局の答弁を求めます。

橋本教育次長!

○教育次長 全国的に保育士が集まらないという状況。まったくそのとおりでございまして、これらの解消のために民間に指定管理をするということであれば当然その期間について、指定管理をお願いする期間、例えば5年であれば5年間その方の身分は保証されるわけで、その解消にはつながるというふうに考えております。

それから、その他の町の保育所の臨時職員の雇用の期間ですけれども、これらについては、 人事担当の町側とよく協議して出来ることから、そういうことが出来るということであれば、 対応して行きたいというふうに思っております。

以上でございます。

- ○議長 橋本副町長!
- ○副町長 ただいまのですね、臨時職員の採用についてでありますけれども、臨時職員でありましても、当然法律の下で採用するというふうになっております。法律の中には一契約で例えばですね、11カ月とかですね、最大で例えば今言われたように3年場合であっても間で切れとかですね、継続して何年という定めがありますので、三春町では今法律の定めといいますか、その範囲内でそのとおりやっておりますので、それらの運用についてはですね、やり方はもう少しあるのかも知れませんけれども、その辺についてはですね、今後の課題として検討させていただきますけれども、あくまでも町独自で町の考え方だけで採用することは出来ないというふうになっているということをご理解いただきたいと思います。以上です。
- ○議長 質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

- ○議長 第2の質問を許します。
- ○1番(隂山丈夫君) それでは第2の質問をさせていただきます。

公園の維持管理と新設公園についてであります。町民や観光客が気分転換、安らぎを求め

て訪れる一つの場所として公園があると思います。城山公園とさくらの公園の維持管理について伺います。

また、滝桜を中心とした公園の新設についてどのように考えているか。その点についても お伺いをいたします。

○議長 第2の質問に対する当局の答弁を求めます。

伊藤建設課長!

○建設課長 1番議員の質問にお答えいたします。

城山公園についてですが、城山公園は近隣公園として都市公園の指定をしております。維持管理につきましては、シルバー人材センターに委託して年2から3回の草刈り、週に1回から2回の公衆トイレの清掃及び年1回の側溝清掃を実施しておりますほか、直営で週1回程度の巡回を実施し、施設の破損個所等の修繕を行っております。

また、平成20年度より社会資本整備総合交付金事業等の補助事業を活用しまして、樹木の間伐、木橋の修繕や散策路の整備、花桃の植栽等を実施しましたほか、各まちづくり協会やさくらの会、その他多くの方々のご協力をいただきアジサイ、桜、モミジの植栽を平成20年度から平成24年度にかけて実施してきました。昨年度からは、まちづくり協会を中心に各種団体のご参加をいただき6月には全体で、秋にはまちづくり協会単位でアジサイの周辺の草刈りと桜の剪定等の維持管理を実施しております。今後も、少しでも多くの皆様に城山公園をご利用いただけますよう、各まちづくり協会をはじめ多くの皆様のご理解ご協力をいただきながら維持管理に努めて参りたいと考えております。

2番目のさくらの公園についてですが、さくらの公園は特に都市公園等の指定はしてございませんが、三春ダム周辺環境保全を目的にふるさと創生事業等を活用し、整備した公園を町が管理しております。維持管理に関しましては、シルバー人材センターに委託し年3回の草刈りと桜の時期を中心に年間117回の公衆トイレ清掃を実施するとともに、直営による巡回を週1回程度実施し施設の破損個所等の修繕を行っております。

また、桜のシーズン直前には、さくら湖流域協働ネットワーク主催によるクリーンアップ 作戦を実施しております。クリーンアップ作戦には、ネットワーク会員、中妻・中郷まちづ くり協会や観光ボランティアの皆様のほか、県職員や周辺の仮設住宅にお住まいの皆様にも ご参加いただいております。今後も、三春ダム管理所や町民の皆様と協働して、より良い自 然環境保全に努めて参りたいと考えております。

3番目の滝桜周辺の公園化についてですが、滝桜周辺につきましては都市公園等の指定はしておりませんが、これまで関係各課で滝桜の樹勢回復を第一に土壌改良や枯れ枝の剪定、大雪の管理や駐車場、公衆トイレ及び周辺通路の整備を実施してきたほか、多くの観光客の皆様をお迎えするために三春ダム管理所のご協力をいただきながら、地元の皆様や観光協会等と連携を図りその対応に当って参りました。現在、都市公園の指定予定はございませんが、関係機関や地元関係者と協議、協力し、滝桜の樹勢を第一に考えながら周辺の整備管理を実施して参りたいと考えております。

以上でございます。

○議長 質問があればこれを許します。

隂山丈夫君!

○1番(隂山丈夫君) それではですね、城山公園についてですけれども、トイレについて なんですけれどもですね、これは私が行った時期が悪かったのかもしれません。全体のこと ですね。城山の公園の方に上がって行きますとトイレがあります。トイレの水なんかもですね、出ることは出ますけれども、それから中があまりきれいではないということですね。それから、秋田家の尊霊碑がございますね。その北東側というのでしょか。土手の所ですね。そこにロープが張られているんですけれども、これは非常に危険な状態だと思うんですね。多分あれはえぐられているんじゃないかなというふうに思いますけれども、あの辺の管理ですね。事故なんか起きたらどうするのかなと思っております。多分、あの下は正確には分かりませんけれども、散策路が三春の森というのですか、そこを通ってあるんじゃないのかなというふうに思うとこなんですけれども、あの辺ちょっと危険だなというふうに思って見て来ました。

それから、上の広場なんですけれども、ただ雑然と木が植えられている感じがしております。つつじなんかもですね、全然手入れも何もされていない。それから、桜の木も植樹されておりますけれども、非常にさくらの公園と同じようにですね、間がなくてですね、将来的に言うとまた枯れてくるような状態になるんじゃないのかなというふうに見て来ました。

それから、先ほど清掃とか何かについて、それからアジサイですね、いろんな方々からの協力を頂いて手入れをしておるわけなんですが、あそこまで登って行った時にですね、この城山公園としての価値ですね、これはどのくらいのもの位置づけられるのかなということで、多分町のシンボルなんですよね、城山公園というのはね、歴史上から言ってもね。だから、ちょっともう少し何か方法がないのかなというふうに考えているところですね。

それから、さくらの公園ですけれども、非常に密植なんですよね、多分木は小さいときに寂しいものですからどうしても本数を植えちゃうんだと思うんですけれども、大きくなるとお互いに喧嘩し合ってですね、伸びきれない。それで枯れた木がそのままになっていますね、さくらの公園などはね。それから、トイレの方から下を眺めますと桜の木その物に苔が生えている状態なんでしょうかね。黒いのがいっぱい付いている。とにかく私は年間を通じて観光ボランティアガイドとしてやっておりますので、さくらの公園に行った時にですね、観光客の方に春先、「あそこに行って見てちょうだい」とはなかなか言えない状態なんですね。あと、トイレがですね、さくらの公園のところじゃなくて、あれは森林公園と言うのですか。あちらの大きい所の公園なんかは便器に便が付着したままの状態なんですよね。ですからね、そういったところなどもやはりちゃんと見てですね、きれいな状態で観光客を迎えなくちゃいけないのではないかというふうに思っております。こういう清掃関係ですか、それはやってもらっておりますけれども、そういうところまでですね、目を届けていただければありがたいなというふうに思っております。あとこのさくらの公園はですね、聞くところによると昭和63年から平成4年にかけて1億6,600万円をかけているということだそうですので、このお金をですね、活かせるように管理をしていただきたいというふうに思います。

あと、滝桜周辺の公園化につきましてはですね、先ほどの5月の全員協議会でですね、過去5年間の観桜客等が一応示されました。5年間平均しますとですね、1シーズンで入込み数が22万7,000人ですよね。観桜期間が17日です。1日に換算すると1日1万3,000人が来ているということになるわけですけれども、今樹勢が非常に良いわけですね、滝桜ね。ですから、今の樹勢が良い時にですね、あの周辺をきちっと整理してですね、季節ごとに例えばお客様が来ても楽しめるような周辺環境整備ですね。一番いいのは公園にしてですね、管理するのが一番いいのかなと私は考えておりますけれども、それには確かにお金

も掛かってきます。ただ、あそこの近くには野外劇場ですね、それからこもれびの丘なんていうね散策路、そういったものもありますし、あと春の小路なんかも掲げてあります。ですから、そういったですねものを活かしてですね、滝桜例えばあの周辺をですね、滝桜を名称にしてですね、滝桜長寿公園とかですね、滝桜花公園とかいろいろな名称を全国から募集してそういったことが考えられないのかどうかですね。あと、いまふるさと納税というね、ふるさとに納税をすると税制面で優遇されるというね、そういう制度もございますので、そういった制度等も活用しながらですね、滝桜あの周辺の公園化について考えていただければありがたいなというふうに思っておるところですので、一つその件についてご答弁いただければ幸いです。

○議長 当局の答弁を求めます。

伊藤建設課長!

○建設課長 城山公園のトイレの水等ですが、巡回を増やしましてご不便のないようにして いきたいと思いまう。

それから、秋田家の碑のロープが張られている所のお話しですが、危険箇所については、 調査しまして安全が確保できるようにしていきたいと思います。

それから、平場のさつきとか桜が雑然としている所ですが、眺望を良くするため間伐等は 実施しておりますので、調査しまして間伐できる分はしていきたいと思っております。

それから、お城山につきましては、町のシンボルでありますし、史跡でもあります。そして、観光拠点でもありますので、なるべく多くの皆様に来ていただけるような取り組みをしていきたいと考えております。

さくらの公園の苔が生えているとか、密植についてもちょっと調査をしまして、間伐できる分については実施していきたいと考えております。

それから、トイレにつきましては、公共施設ということで雑に利用されることが多くて非常に残念なんですが、巡視を強化しましてきれいな状態でご利用いただけるようにしていきたいと考えております。

滝桜周辺につきましては、滝桜の周りに別な植栽等をして滝桜自体が弱ってしまうと、滝桜が第1でございますので、別な植栽等については今のところ考えてはございません。

それから、あそこにつきましては、写真撮影をされる方が非常に多いので、写真に支障を 与えてしまっても困りますということで、今のところ滝桜周辺の公園化については考えがご ざいません。年間の観光については、街のなかに来ていただいて楽しんでいただければと考 えております。

以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

隂山丈夫君!

- ○1番(隂山丈夫君) 滝桜周辺の公園化ですけれどもね、あそこの滝桜の近くだけのことでなくてですね、もう少し広いエリアを考えていただいて、上の平場もありますね。その北側とか西側とか。非常に眺めの良い箇所を含めてですね、考えていけばですよ、あの辺一帯の活性化になるのかなというふうに思いますけれども、その辺についてはどうでしょう。
- ○議長 当局の答弁を求めます。

伊藤建設課長!

○建設課長 広くという意味であれば、滝の平公園やウォーキングトレイルで整備しました

散策道等もございます。そちらの方が現在ありますので、新たに今のところ公園化ということは考えておりません。

以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 14番渡邉勝雄君、質問席に登壇願います。

第1の質問を許します。

○14番(渡邉勝雄君) 議長の許しを得ましたので、通告しておきました事項について一 般質問をいたします。

本日は認知症について伺っていきたいと思います。認知症、高齢者の事故や徘徊等で行方不明の方が全国で約1万人を上回ると、マスコミ等で報道されております。その深刻さは日に日に増していると言わざるを得ないと思います。その上で今後、団塊の世代が70代に入り認知症の人が増加することはあっても減ることはないと思います。認知症の方が地域で安心して生活できる環境づくりに町を挙げて取り組むべきだとの思いを込めて質問をいたします。

認知症対策等について伺って参ります。認知症施設の新たな推進、また取り組みについて 詳細に伺いたいと思います。

2番目、基幹相談支援センターがオープンして1年が経ったわけであるますが、相談支援 センターでの相談状況について伺いたいと思います。また、医療機関と介護施設との連携体 制等についても伺っていきたいと思います。

3番目でありますが、成年後見制度支援についてです。このことについては、私は平成2 1年3月定例議会で伺って参りましたが、高齢者の増加に伴い、改めて成年後見制度支援の 利用状況について伺いたいと思います。また、高齢者虐待相談の状況、虐待防止対策等についても伺いたいと思います。

基幹相談支援は主に障がい者に関する相談ではありますが、まったく認知症と関連がない わけであります。いずれのいしても、後見制度の支援、虐待防止対策、認知症対策は今後高 齢化社会を迎える最重要課題あります。高齢者に分かりやすい答弁を求めます。

○議長 第1の質問に対する当局の答弁を求めます。

影山保健福祉課長!

○保健福祉課長 14番議員の質問にお答えします。

1点目、認知症施策の新たな取組みにつきましては、平成24年9月に厚生労働省が策定した認知症施策推進5カ年計画、いわゆるオレンジプランにおいて、これまでの病院や施設を中心とした認知症ケアを在宅中心の施策へとシフトし、認知症になっても住み慣れた地域で暮らし続けられるよう方向性が示されたところであります。こうした国の方針を踏まえて、町としても地域医療や介護、見守りなどの認知症の人の日常生活支援サービスを包括的に提供する体制づくりを目指し、情報収集や関係機関との話し合いを進めているところでございます。

2点目、総合相談支援業務や介護予防のケアマネジメント、権利擁護業務など、高齢者等に対する包括的支援業務を実施するため、三春町地域包括支援センターを三春町社会福祉協議会へ委託設置しております。平成25年度の相談実績につきましては、214名から延べ1,096件の相談があり、うち、認知症に関わる相談は延べ348件でした。相談件数や

内容等につきましては、定例会の開催により町と情報の共有を図っており、必要に応じ、その都度関係医療機関や介護施設等へ相談内容等をつなぐなど連携を図りつつワンストップサービスに努めております。

3点目、成年後見制度支援の利用状況につきましては、相談支援してきた実績はございますが、制度利用を支援するに至ったケースはございません。

次に、高齢者虐待に関する相談件数は、年間2、3件あり、保健師等による定期的な訪問による心のケアや介護サービス利用による家族負担の軽減などの対応をしているところでありす。

虐待防止対策といたしましては、経済的な問題や介護負担による心のゆとり喪失など、いろいろな要素が複雑に絡み合い、その対応は簡単ではありません。引き続き関係機関と連携しながら対応していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長 質問があればこれを許します。

渡邉勝雄君!

○14番(渡邉勝雄君) 相談事業に関わる相談と言いますか、認知症に関わる相談の件数はやはり当町においても年々増えているのかなと。この件数でも348件ということでありますので、この中でいわゆる認知症で徘徊とか、家が分からなくなってですね、帰れなくなってどこかに保護を求めたとかというような内容の事件と言いますか、そういうようなことはなかったのか。まず、第1点お願いしたいと思います。

そういうふうな認知症の方々の対応、今もいろいろ前の議員の質問にも答えておられましたが、本当にこれからの時代、高齢者特に認知症対策は欠かすことができない問題であります。

2点目、虐待防止対策といたしましてですね、暴力を振るうということだけじゃなくて、いま年金を受給高齢者に渡さないと、息子や娘、家族の人たちが管理して本当にそういうような経済的な問題。こういうふうな方々が私も相談を受けた事例がございます。高齢者になると息子や娘の言うことは聞きたがらないわけでありますね。自分の意見ばかり主張するというような状況になって、「息子が俺の財布を持って行った」とか「娘が持って行った」とか、やはり、そういうきめ細かなですね、これから防止対策といたしましてもですね、事が起きないうちに各地区のそういう福祉の相談員とかと連携を取り合ってですね、事故のないような環境づくりと言いますか、それらについて伺いたいと思います。

○議長 当局の答弁を求めます。

影山保健福祉課長!

○保健福祉課長 今の1点目の認知症への対応でございますが、先ほども4番議員の時にもお話ししましたように、このオレンジプランに基づきまして認知症ケアパス、相談から情報の提供までの流れ、これをですね、確立して体制を整えて行きたいということをですね、次期介護保険計画の中に組み込んで行ければと考えて対応して行きたいと考えております。

また、その認知症の逃走、行方不明ですか、実際ですね行方不明になったというのは三春では、認知症でというのは私の方で把握していませんが、支援センターの方でですね、ちょっとやっぱり目を離すと行方不明になってしまうと、町内なんですが。そういうことで、介護のために息子さんが仕事を止めて見ているというようなケースがありました。それについてもですね、何度か家族とですね、本人も交えたとこで保健師とかですね、福祉担当、包括

支援センターの担当者がですね、何度か足しげく通って対応を取って今は落ち着いているというようなことになっております。認知症の相談につきましてはですね、常に社協と連携は取ってやっております。

また、最後に言われました虐待防止の連携ということでございますが、虐待についても社会福祉協議会の方にですね、やっぱり相談が行くんですが、そのケースごとに毎月定例会を開いています。それで、そのケースが継続しているのか、虐待が落ち着いたのかということは一つひとつ確認しております。

トータル的な最後の話しになりますが、認知症対策は確かに大事でございます。町と社協とかがですね、やることは当然のことなんですが、地域・地区でのもし見守りとかですね、そういうことも民生委員さんを中心にとかですね、近くにいればそういう協力体制も必要なのかなというふうに感じているところでございますので、機会があればそういう体制も整えて行けるかどうかちょっとあれですけれども、周知みたいのをして行きたいなというふうに考えております。

以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

- ○議長 第2の質問を許します。
- ○14番(渡邉勝雄君) 第2の質問をいたします。

合葬式墓地設置について伺いたいと思います。

合葬式墓地の用地は確保してありますが、設置の見通しいわゆる時期について伺いたいと 思います。

次にですね、全町的な申し込みでありますが、現在の町営墓地は地域限定の申し込みでありますが、「何で全町的な申し込みができないのか。理解に苦しむ。」というような意見の電話が私の方にも寄せられました。その「地域限定ということに理解できない。」という意見がありましたので、この点についてでありますが、あえて全町的な申し込みが出来ないのかということを伺いたいのであります。

またですね、生前申し込みということで、まだこれ墓地が合葬式の墓地ができているわけでないので、申し込みの段階ではないと思いますが、合葬式墓地の申し込み等について伺いたいと思います。

○議長 当局の答弁を求めます。

新野住民課長!

○住民課長 お答え申し上げます。

合葬式墓地いわゆる合祀墓は、家族単位ではなく、広く共同に利用する墓のことで、近年、首都圏を中心に開設され始めました、新しい墓の形態だというふうに理解しております。一方、町では、現在平沢町営墓地の分譲を進めており、全区画数91区画のうち、38区画を分譲したところでございます。

また、当墓地の一角には将来合祀墓が設置できる用地も確保されておりますが、現在のところまだ具体的な設置の計画には至っておりません。町としましては、まず地区のご要望であります個別墓地の分譲を進めて参りたいというふうに考えております。

また、二つ目に分譲しておりました平沢町営墓地の分譲方法で、全町的な申し込みというようなお話しがございました。現在は、これまでの経緯を踏まえまして地域密着型の墓地というふうな理解の基、地域を限定した分譲をさせていただいているところであります。

以上でございます。

○議長 再質問があればこれを許します。

渡邉勝雄君!

○14番(渡邉勝雄君) これ微妙な問題でありますが、私、合葬式墓地ということを取り上げたわけですが、これ始めて合葬式墓地というのを聞いた、「この一般質問で取り上げた合葬式墓地というのは何だい。」ということを聞かれたわけでありますが、今これ説明にあったように納骨堂と合せて、納骨から出して一緒にまとめて合葬をするということであります。そういうようなことで、そうすると納骨は数に限りがありますね、そういうふうな施設でありますので。合葬式埋葬というと、みんなまとめて大きな施設にまとめて埋葬するわけでありますので、その辺の理解がなかなか一般的には得られないのかなと思います。先ほどの答弁にもありましたように、こういうふうな墓地、大都市を中心にこういうふうな墓地が出来ております。私たち文教厚生委員会で宇都宮の墓地を見学して、その納骨堂とか緑園の地下に、見ると墓地だか何だか分かりませんね。いろいろな墓地の形態がスタートしてきました。三春でも将来、この合葬式の墓地を建設するということでありますので、その辺の形態、納骨と合葬ということで、町民の理解できるような方法を取っていただきたいなとこう思っております。

あと、一部地域の理解を得て全町的に申し込みはできないのかと。やはり三春町に転入してして来ましてですね、家を建てて将来墓地が欲しいというような方は、地域限定にされますと非常に抵抗があるわけですね。その辺をやはり町民に知らせるべきだと。平沢の墓地におきましては、元々ある墓地の周辺に地元の地権者の協力を得ましてですね、そして進めてきた経緯がございます。そして、その墓地、造った墓地を平沢のいわゆる今まで管理、行政区で管理していた。そこで地区に、「この新しい墓地を管理できないのか。」というようなことを町当局も地元に説明したわけでありますが、「新しい方の墓地は引き受けられません。」ということで、町直営の管理ということで、現在にいたったわけであります。「町営墓地であるならば、全町的な申し込みがあってしかるべきだ。」と私、議会報が新聞折り込みで全世帯に渡った夜ですね、電話を受けまして、そういうふうな理解に苦しむというようなことでありますので、その辺の説明、私もいろいろ説明したんですけれども、なかなか理解できないということでありますので、その辺の説明をお願いしたいと思います。

○議長 正午になりましたけれどこのまま一般質問続けて行きたいと思います。 それでは、当局の答弁を求めます。

新野住民課長!

○住民課長 お答え申し上げます。

合葬式墓地につきましては、ただいま議員の方からもお話しがありましたように、町民の皆さんへの理解がまだ進んでいない部分もあろのではということでございます。おっしゃるとおりだと思います。新しい形の墓のあり方ということだと思います。そういったことも含めていろいろなご意見等々もこれから拝聴して行きたいというふうに考えております。

それから、町営平沢墓地の申し込みについてのですね、全町的な申し込みでというようなことでございますが、先ほど申しましたとおり、当初地域密着型の墓地としての開発をしたということもございますので、現在は地域を限定とした分譲ということで進めておりますが、間もなく今月からまた分譲を行うわけなんですが、その分譲の状況も見ながら、今ほどいただきましたご意見も今後の分譲に活かして参りたいというふうに考えておりますので、よろ

しくお願いしたいと思います。

○議長 質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 これにて一般質問を打ち切ります。

以上で本日の日程はすべて終了いたしましたので散会いたします。 長時間に渡りまして傍聴、ご苦労様でございました。

(午後12時07分)

平成26年6月11日(水曜日)

1 出席議員は次のとおりである。

1番 隂 山 丈 夫 2番 渡辺泰譽 3番 影 山 初 吉 4番 佐藤 弘 5番 本 田 忠 良 6番 本 多 一 安 7番 儀 同 公 治 8番 渡辺正久 9番 三 瓶 文 博 10番 佐久間 正 俊 11番 小 林 鶴 夫 12番 橋 本 善 次 13番 鈴 木 利 一 渡邊勝雄 15番 佐藤一八 14番

16番 日下部 三 枝

2 欠席議員は次のとおりである。

なし

3 職務のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

事務局長 佐久間 收

書記 近内信二

4 地方自治法第 121条の規定により説明のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

総	務	課	長		工	藤	浩	之	財	矛	务	課	長	1	鈴	木	正	人
住	民	課	長		新	野	徳	秋	除	染	対	策 課	長		村	田	浩	憲
税	務	課	長	,	佐久	間	幸	久	保	健	福	祉 課	長		影	Щ	敏	夫
産	業	課	長	,	佐	藤	哲	郎	建	į	殳	課	長	,	伊	藤		朗
- '	計管		7111		遠	藤	弘	子	企	불	崔	局	長		増	子	伸	_
会	計	室	長	·	_	,	• •	·					•			•		

教育委員会委員長	武	地	優	子	教	育	長	遠	藤	真	弘
教育次長兼教育課長	橋	本	良	孝	生週	手学習調	長	滝	波	広	寿

農業委員会会長 宗 形 義 匡

代表監查委員 大津 茂

5 議事日程は次のとおりである。

議事日程 平成26年6月11日(水曜日) 午後2時20分開会

第1 付託請願陳情事件の委員長報告及び審査

第2 付託議案の委員長報告

第3 議案の審議

議案第41号 岩江地区防災コミュニティセンター建設工事請負契約について

議案第42号 三春町職員の配偶者同行休業に関する条例の制定について

議案第43号 三春町税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第44号 人権擁護委員候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて

議案第45号 田村広域行政組合規約の変更について

議案第46号 平成26年度三春町一般会計補正予算(第2号)について

議案第47号 平成26年度三春町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について

議案第48号 平成26年度三春町放射性物質対策特別会計補正予算(第1号)につい

7

議案第49号 平成26年度三春町病院事業会計補正予算(第1号)について

議案第50号 平成26年度三春町宅地造成事業会計補正予算(第1号)について

議案第51号 三春町議会の議決すべき事件を定める条例の制定について

議案第52号 三春町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

(追加)

議案第53号 「手話言語法」(仮称)の制定を求める意見書の提出について

議案第54号 「特定秘密の保護に関する法律」の廃止を求める意見書の提出について

議案第55号 政府の憲法解釈変更による集団的自衛権行使に反対する意見書の提出に ついて

6 会議次第は次のとおりである。

(開会 午後2時20分)

○議長 それでは、ただいまより、本日の会議を開きます。

………・・ 付託請願陳情事件の委員長報告及び審査 ・・………

○議長 日程第1により、付託請願陳情事件の委員長報告及び審査を行います。

まず、付託請願事件の委員長報告を求めます。

文教厚生常任委員長!

○文教厚生常任委員長 文教厚生常任委員会が6月定例会において付託を受けた請願事件について、その審査の経過と結果について、報告いたします。

なお、審査は6月9日、第3委員会室において開会いたしました。

請願事件、「手話言語法制定を求める意見書」の提出を求める請願について。

請願者、三春町聴力障害者会会長、遠藤茂。

本請願は、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子供が手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、更には手話を言語として普及、研究することのできる環境整備を目的とした「手話言語法(仮称)」を制定することを求めるものであります。

以上について、保健福祉課長等から説明を受け、慎重に審査した結果、本請願については、 妥当と認め、全員一致採択すべきものと決しました。

以上、文教厚生常任委員会の報告といたします。

○議長 ただいまの委員長報告に質疑があればこれを許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

ただいまの、委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり決定いたしました。

○議長 次に付託陳情事件の委員長報告を求めます。

総務常任委員長!

○総務常任委員長 総務常任委員会が本定例会において、平成26年3月定例会において継続 審査とした陳情事件2件及び今回の6月定例会において新たに付託を受けた陳情事件3件の 計5件について、6月9日、第1委員会室において開会いたしましたので、その審査の経過 と結果について報告いたします。

なお、陳情案件5件のうち、特定秘密保護法の廃止を求める意見書の提出に係るもの3件、 政府の憲法解釈変更による集団的自衛権行使に反対する意見書の提出に係るもの2件、それ ぞれまとめて報告いたします。

まず、特定秘密保護法の廃止を求める意見書の提出に係る3件について報告いたします。 陳情事件第3号、陳情者、三春町字一本松132番地、社会民主党田村総支部代表、中村 功二。件名、特定秘密保護法の廃止を求める意見書の提出について。

第4号、陳情者、三春町字清水55番地、秘密保護法撤廃を求める三春の会代表、大河原 さき。件名、特定秘密の保護に関する法律に対し、撤廃を求める意見書の提出について。

第7号、陳情者、三春町字中町53番地、いのちを守る三春の会代表、武藤類子。

件名、「特定秘密保護法の保護に関する法律」の廃止を求める意見書を提出するよう求める 陳情書。

これら3件の陳情は、昨年12月6日に成立した特定秘密保護法が国民の知る権利を奪い、 表現・言論の自由、取材・報道の自由を著しく制限するとともに、本法律は特定秘密の定義 が曖昧で、秘密の範囲が著しく拡大する危険があることや秘密指定に何らのチェック機能が 働かないことなど、多くの欠陥が指摘されているため、主権者としての国民が望むものは、 情報公開による民主的な安全な社会であることから、次の事項を内容とする意見書の提出を 求めるものであります。

陳情項目、三春町議会として政府並びに国会に対し、特定秘密保護法の廃止を求める意見 書を提出すること。

以上について、総務課長から法律の概要説明を受け、慎重に審査した結果、本陳情については、賛成多数で採択すべきものと決しました。

続いて、政府の憲法解釈変更による集団的自衛権行使に反対する意見書の提出に係る2件 について報告します。

陳情事件第5号、陳情者、三春町字清水55番地、秘密保護法撤廃を求める三春の会代表 大河原さき。件名、政府の憲法解釈変更による集団的自衛権行使に反対する意見書の提出に ついて。

第6号、陳情者、三春町字中町53番地、いのちを守る三春の会代表、武藤類子。

件名、解釈改憲による集団的自衛権行使の方針に反対する意見書を提出することを求める 陳情書。

この2件の陳情は、5月15日の記者会見で表明した安倍首相の集団的自衛権の行使を容認する憲法解釈の変更を検討することは、戦後60年以上に渡り積み上げられてきた集団的自衛権は憲法上許されないとする政府見解を覆すものであり、また、集団的自衛権を行使することは、日本が戦争に巻き込まれる危険を拡大することになることから、日本国憲法の平和主義に基づき、次の事項を内容とする意見書の提出を求めるものであります。

陳情項目、三春町議会として政府並びに国会に対し、政府の憲法解釈変更による集団的自 衛権行使に反対する意見書を提出すること。

以上について、総務課長から国の憲法解釈に係る説明を受け、慎重に審査した結果、本陳 情については、賛成多数で採択すべきものと決しました。

以上、総務常任委員会の報告といたします。

○議長 ただいまの委員長報告に質疑があればこれを許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

ただいまの、委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり決定いたしました。

………・・ 付託議案の委員長報告 ・・…………

○議長 日程第2により、付託議案の委員長報告を求めます。

総務常任委員長!

○総務常任委員長 総務常任委員会が本定例会において、会議規則の規定により付託を受けた議案について、その審査の経過と結果について報告いたします。

なお、本委員会は、6月5日に日程設定を行い、6月9日、10日及び11日の3日間、 第1委員会室において開会いたしました。

議案第41号、岩江地区防災コミュニティセンター建設工事請負契約について。

総務課長の出席を求め、本案に関する説明を受けました。本案は、岩江地区防災コミュニティセンター建設工事請負契約について、議会の議決を求めるものであります。審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第42号、三春町職員の配偶者同行休業に関する条例の制定について。

総務課長の出席を求め、本案に関する説明を受けました。本案は、地方公務員法の一部が改正されたことに伴い、職員が、外国での勤務等により外国に住所又は住居を定めて滞在するその職員の配偶者と、生活を共にするための休業に関し、必要な事項を定めるため本条例を制定するものであります。審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第43号、三春町税条例の一部を改正する条例の制定について。

税務課長の出席を求め、本案に関する説明を受けました。本案は、地方税法等の一部を改正する法律が平成26年4月1日施行され、町民税の納税義務者等に係る改正などが行われたことに伴い、本条例の一部を改正するものであります。審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第45号、田村広域行政組合規約の変更について。

総務課長の出席を求め、本案に関する説明を受けました。本案は、田村地方町村会館の名称の変更に伴い、田村広域行政組合規約を変更することについて協議があったので、これに応じるためのものであります。審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第46号、平成26年度三春町一般会計補正予算(第2号)について。

財務課長の出席を求め、補正予算(第2号)全般について、詳細な説明を受けました。所管に係る事項のうち、今回の補正予算は、歳入においては、総務費国庫補助金、財政調整繰入金及び雑入等の追加等であります。歳出においては、財産管理費、企画費、自治振興費及び職員人件費等の追加等が主なものであります。審査いたしました結果、所管に係る事項について、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、総務常任委員会の報告といたします。

○議長 経済建設常任委員長!

○経済建設常任委員長 経済建設常任委員会が本定例会において付託を受けた議案について、その審査の経過と結果について報告いたします。

なお、本委員会は6月5日に日程設定を行い、6月9日、11日の2日間、現地調査を含め第4委員会室において開会いたしました。

議案第46号、平成26年度三春町一般会計補正予算(第2号)について。

産業課長、農林グループ長、商工観光グループ長、建設課長の出席を求め補正予算(第2号)について、詳細な説明を受けました。所管に係る事項のうち歳入については、災害復旧費国庫負担金、農林水産業費受託収入、土木債の増額と、農林水産業費県補助金、滝桜観桜料の減額です。歳出は道路維持費、中心市街地再生整備事業費の増額と農業振興費の減額です。商工費、道路橋梁費、河川費、住宅費については、主に人件費の増額による補正であります。慎重に審査いたしました結果、8款2項2目の道路維持費については、より一層有効活用が図れるよう熟慮して執行するよう意見を付して全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第50号 平成26年度三春町宅地造成事業会計補正予算(第1号)について。

企業局長の出席を求め、補正予算(第1号)について、詳細な説明を受けました。今回の 補正予算は、収益的支出において営業費用の増額によるものであります。慎重に審査いたし ました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、経済建設常任委員会の報告といたします。

- ○議長 文教厚生常任委員長!
- ○文教厚生常任委員長 6月定例会において、文教厚生常任委員会が付託を受けた議案について、その審査の経過と結果を報告いたします。本委員会は、6月5日に日程設定を行い、6月9日、10日、11日の3日間にわたり、第3委員会室において開会いたしました。議案第46号、平成26年度三春町一般会計補正予算(第2号)について。

教育長、教育次長、生涯学習課長、保健福祉課長の出席を求め、所管に係る分について、それぞれ詳細な説明を受けました。議案第46号のうち教育課所管に係る歳入については、三春町において特別支援学級をさらに発展させた新しい教育システムに対しての国庫委託金の増額であり、歳出については、教育総務費、小・中学校の除雪機や教職員用パソコンなどの購入に係る学校管理費の増額及び児童福祉費、幼稚園費の減額であります。生涯学習課所管の歳出については、自然観察ステーション天体望遠鏡修理に係る社会教育費の増額であります。保健福祉課所管に係る歳出については、三春病院の空調機用部品の交換に対しての衛生費の増額であります。以上、審査の結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第47号、平成26年度三春町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について。 保健福祉課長の出席を求め、本案に対する詳細な説明を受けました。本案の歳入について は、繰越金の追加であり、歳出については、予備費の増額であります。以上、審査の結果、 全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第49号、平成26年度三春町病院事業会計補正予算(第1号)について。

保健福祉課長の出席を求め、本案に対する詳細な説明を受けました。議案第46号の保健 福祉課所管分と同一内容を病院会計の収益的収入及び支出に記したもので、審査の結果、全 員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、文教厚生常任委員会の報告といたします。

○議長 なお、議案第44号、議案第48号、議案第51号及び議案第52号の4議案につきまし

ては、委員会に付託せず全大会で審査を行ないましたので、申し添えておきます。

○議長 日程第3により、議案の審議を行います。

議案第41号、「岩江地区防災コミュニティセンター建設工事請負契約について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第41号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第42号、「三春町職員の配偶者同行休業に関する条例の制定について」を議題といた します。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第42号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第43号、「三春町税条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。 これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第43号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第44号、「人権擁護委員候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案件は人事案件でありますので、討論を省略して採決することにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

これより、議案第44号を採決いたします。

本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり橋本多美子氏を人権擁護委員候補者として推薦することに同意 することに決定をいたしました。

議案第45号、「田村広域行政組合規約の変更について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第45号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第46号、「平成26年度三春町一般会計補正予算(第2号)について」を議題といた します。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第46号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第47号、「平成26年度三春町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について」を 議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第47号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第48号、「平成26年度三春町放射性物質対策特別会計補正予算(第1号)について」 を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第48号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第49号、「平成26年度三春町病院事業会計補正予算(第1号)について」を議題と しいたます。

収益的収入及び支出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第49号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第50号、「平成26年度三春町宅地造成事業会計補正予算(第1号)について」を議題といたします。

収益的支出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第50号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第51号、「三春町議会の議決すべき事件を定める条例の制定について」を議題といた します。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第51号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第52号、「三春町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といた します。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第52号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

………・・ 議案の提出 (議員提出議案) ・・………

○議長 お諮りいたします。

ただいま、13番鈴木利一君外2名より、議案第53号、「「手話言語法」(仮称)の制定を求める意見書の提出について」、4番佐藤弘君外2名より、議案第54号、「「特定秘密の保護に関する法律」の廃止を求める意見書の提出について」、7番儀同公治君外2名より、議案第55号、「政府の憲法解釈変更による集団的自衛権行使に反対する意見書の提出について」、が提出されました。この際、日程に追加して議題にしたいと思いますがご異議ありませんか

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、議案第53号、議案第54号及び議案第55号の3議案を日程に追加し、議題と することに決しました。議案を配付いたしますので、少々お待ち願います。

(議案書配付)

○議長 配付漏れはありませんか。

(なしの声あり)

○議長 それでは、議案第53号、「「手話言語法」(仮称)の制定を求める意見書の提出について」を議題といたします。

趣旨説明を求めます。

13番鈴木利一君!

○13番(鈴木利一君) 議案第53号、「「手話言語法」(仮称)の制定を求める意見書の 提出について」。

地方自治法第99条の規定により、「手話言語法」(仮称)の制定を求める意見書を、別紙のとおり関係機関に提出するものとする。

平成26年6月11日提出。

提出者、三春町議会議員、鈴木利一。

賛成者、三春町議会議員、三瓶文博。

賛成者、三春町議会議員、本田忠良。

意見書の内容並びに提出先等につきましては、お手元に配布いたしました意見書のとおりであります。

平成26年6月11日、三春町議会議長、日下部三枝。

以上、提出するものであります。

ご審議の上、可決くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長 ただいまの説明に対する質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

- ○議長 討論なしと認めます。
- ○議長 これより、議案第53号を、採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決し、各関係機関に意見書を提出することに決しました。

○議長 議案第54号、「「特定秘密の保護に関する法律」の廃止を求める意見書の提出について」を議題といたします。

趣旨説明を求めます。

4番佐藤弘君!

○4番(佐藤弘君) 議案第54号、「「特定秘密の保護に関する法律」の廃止を求める意見 書の提出について」。

地方自治法第99条の規定により、「「特定秘密の保護に関する法律」の廃止を求める意見書」を、別紙のとおり関係機関に提出するものとする。

平成26年6月11日提出。

提出者、三春町議会議員、佐藤弘。

賛成者、三春町議会議員、佐久間正俊。

賛成者、三春町議会議員、渡辺泰譽。

意見書の内容並びに提出先等につきましては、お手元に配布いたしました意見書のとおりであります。

平成26年6月11日、三春町議会議長、日下部三枝。

以上、提出するものであります。

ご審議の上、可決くださるよう、よろしくお願いいたします。

○議長 ただいまの説明に対する質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

- ○議長 討論なしと認めます。
- ○議長 これより、議案第54号を、採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決し、各関係機関に意見書を提出することに決しました。

○議長 議案第55号、「政府の憲法解釈変更による集団的自衛権行使に反対する意見書の 提出について」を議題といたします。

趣旨説明を求めます。

7番儀同公治君!

〇4番(佐藤弘君) 議案第55号、「政府の憲法解釈変更による集団的自衛権行使に反対する意見書の提出について」。

地方自治法第99条の規定により、「政府の憲法解釈変更による集団的自衛権行使に反対 する意見書」を、別紙のとおり関係機関に提出するものとする。

平成26年6月11日提出。

提出者、三春町議会議員、儀同公治。

賛成者、三春町議会議員、橋本善次。

賛成者、三春町議会議員、小林鶴夫。

意見書の内容並びに提出先等につきましては、お手元に配布いたしました意見書のとおり

でございます。

平成26年6月11日、三春町議会議長、日下部三枝。

以上、提出するものであります。

ご審議の上、可決くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長 ただいまの説明に対する質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

- ○議長 討論なしと認めます。
- ○議長 これより、議案第55号を、採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決し、各関係機関に意見書を提出することに決しました。

○議長 ただいま、総務、経済建設、文教厚生の各常任委員会委員長、並びに議会運営委員会委員長より所管に係る事項について、会議規則第71条の規定により、閉会中の審査、調査について、別紙のとおり申し出がありましたので、閉会中の審査、調査に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、各常任委員会委員長並びに議会運営委員会委員長より申し出のとおり所管に係る事項について、閉会中の審査、調査に付することに決定いたしました。

○議長 ただいま、桜川河川改修推進、三春町町立学校再編等調査の各特別委員会委員長より、所管に係る事項について、会議規則第71条の規定により閉会中の審査、調査について、別紙のとおり申し出がありましたので、閉会中の審査、調査に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、各特別委員会の委員長より申し出のとおり所管に係る事項について閉会中の審査、調査に付することに決定いたしました。

○議長 本定例会の会議に提出された議案は全て終了いたしました。ここで町長より発言があれば これを許します。

鈴木町長!

○町長 本定例会に提案をいたしました全議案可決、同意をいただきまして誠にありがとうございます。梅雨に入りまして毎日うっとうしい日が続いておりますけれども、集中豪雨など来ないのを祈りたいとこのように思います。

健康管理が難しい時期でありますので、議員の皆さん方、十分健康管理に努められご活躍を祈念 いたしましてあいさつにいたします。

ありがとうございました。

○議長 これをもって、平成 2 6 年三春町議会 6 月定例会を閉会いたします。ご苦労様でございました。

(閉会 午後3時05分)

上記、会議の経過を記載して相違ないことを証するためここに署名する。

平成26年6月11日

福島県田村郡三春町議会

議 長

署名議員

署名議員

議 案 審 議 結 果 一 覧 表

議案番号	件名	採	決	議決の状況
議案第41号	岩江地区防災コミュニティセンター建設工事請負契 約について	全	員	原案可決
議案第42号	三春町職員の配偶者同行休業に関する条例の制定に ついて	全	員	原案可決
議案第43号	三春町税条例の一部を改正する条例の制定について	全	員	原案可決
議案第44号	人権擁護委員候補者の推薦につき議会の意見を求め ることについて	全	員	原案同意
議案第45号	田村広域行政組合規約の変更について	全	員	原案可決
議案第46号	平成26年度三春町一般会計補正予算(第2号)について	全	員	原案可決
議案第47号	平成26年度三春町国民健康保険特別会計補正予算 (第1号) について	全	員	原案可決
議案第48号	平成26年度三春町放射性物質対策特別会計補正予 算(第1号)について	全	員	原案可決
議案第49号	平成26年度三春町病院事業会計補正予算(第1号)について	全	員	原案可決
議案第50号	平成26年度三春町宅地造成事業会計補正予算(第 1号)について	全	員	原案可決
議案第51号	三春町議会の議決すべき事件を定める条例の制定に ついて	全	員	原案可決
議案第52号	三春町議会会議規則の一部を改正する規則の制定に ついて	全	員	原案可決
議案第53号	「手話言語法」 (仮称) の制定を求める意見書の提 出について	全	員	原案可決
議案第54号	「特定秘密の保護に関する法律」の廃止を求める意 見書の提出について	全	員	原案可決
議案第55号	政府の憲法解釈変更による集団的自衛権行使に反対 する意見書の提出について	全	員	原案可決